

# 建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱いについて

滋賀県土木交通部建築課

## 建築物の解体等（改修）に伴う有害物質等の適切な取扱いについて

建築物等には、多種多様の有害物質が使用されています。解体、改修工事等においてはこれらの有害物質を適切に処理することが必要となります。このリーフレットは、建築物等に一般的に使用されている有害物質等について紹介しています。解体・改修工事における事前調査・事前措置の際に利用してください。

### 建設リサイクル法により元請業者の事前調査・事前措置が義務付けられます。

（正式名称：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

建設リサイクル法では、対象建設工事（対象建設工事は次の、の条件を満たす工事）において **建設リサイクル法によるフロー** に示す手順で解体・改修工事等を実施することとされています。

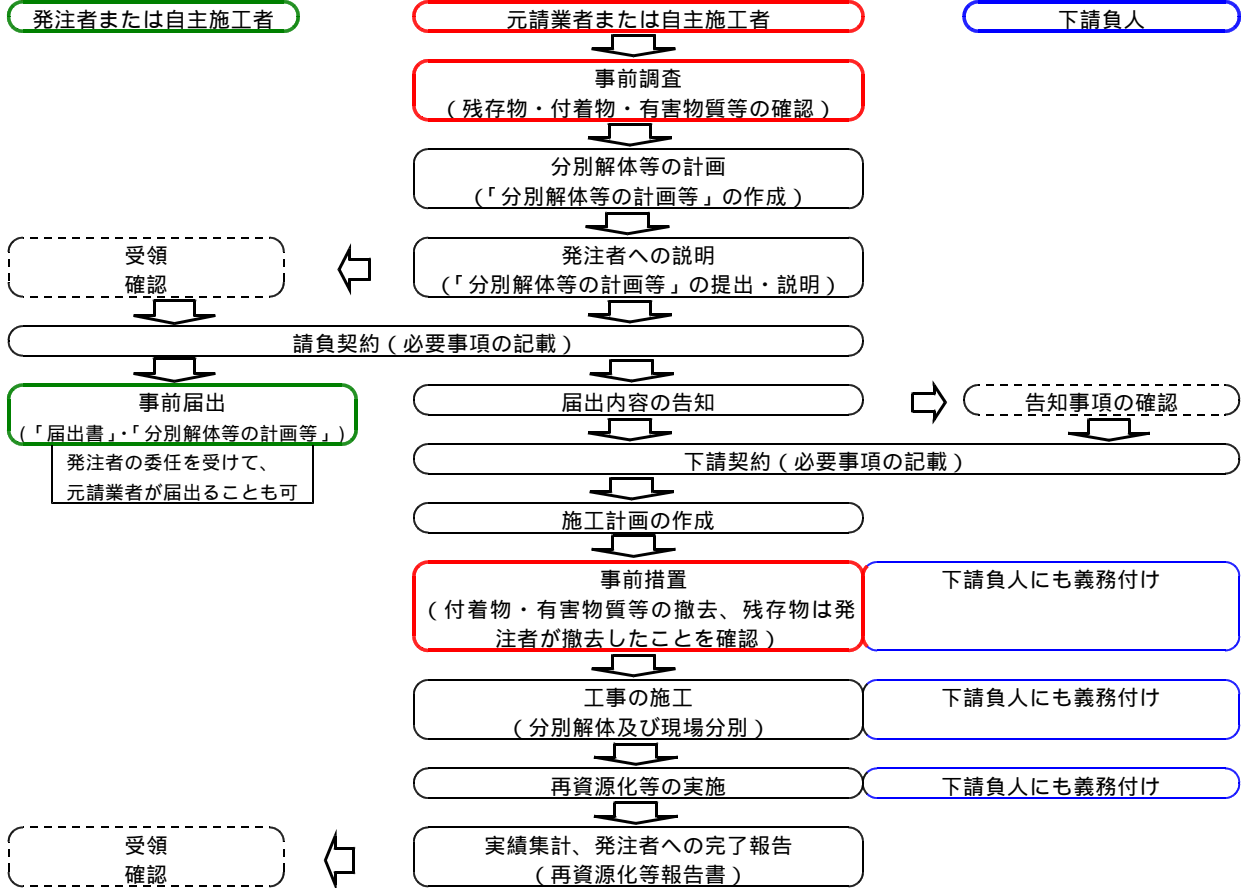
また、事前調査・事前措置においては、下記の事項を確認又は措置しなければなりません。

特定建設資材 を用いた建築物等に係る 解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等  
 その規模が建設リサイクル法施行令で定める 基準 以上のもの  
 対象建設工事の規模の基準

- 特定建設資材
- ・コンクリート
  - ・アスファルト・コンクリート
  - ・コンクリート及び鉄から成る建設資材
  - ・木材

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80 m <sup>2</sup>
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m <sup>2</sup>
建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	請負代金の額 1 億円
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500 万円

### 建設リサイクル法によるフロー



<p><b>- 事前調査による確認事項 -</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象建築物等の周辺の状況</li> <li>分別解体等をするために必要な作業を行う場所</li> <li>廃棄物その他のものの搬出経路</li> <li>残存物品の有無</li> <li>吹付け石綿等その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したのもの</li> <li>その他</li> </ul>	<p><b>- 事前措置の内容 -</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業場所および搬出経路の確保</li> <li>残存物品の搬出の確認</li> <li>付着物の除去</li> </ul>
---	--

残存物品はそれまでの使用者（通常解体工事の発注者）の処理となりますので、解体工事に先立ち搬出・処理されていることを確認します。

付着物等は、吹付け石綿等の有害物を含めた別表 **付着物等の例** のようなものがあります。その他として、有害物質の事前調査・事前措置が必要です。

### 有害物質等は、各種の法律により取り扱い等が規制されています。

それぞれの有害物質等には、別表 **各法令の適用** のような法律が適用されます。これらの法律も遵守して事前調査・事前措置・施工・廃棄物処理することが必要となります。

病院や研究所等で、放射性廃棄物や、感染症廃棄物が発生することがあります。これらの廃棄物の大半は、一般には残存物品であり、発注者に処理してもらうことが必要です。

## 各法令の適用

<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿（アスベスト）関連：労働安全衛生法・大気汚染防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）</li> <li>・PCB関連：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）・廃棄物処理法</li> <li>・フロン：特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）</li> <li>特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）・地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策法）</li> <li>・特定家電：家電リサイクル法・廃棄物処理法</li> <li>・その他：廃棄物処理法</li> </ul>	注)( )内は略称
---	-----------

石綿につきましては、平成17年7月1日より「石綿障害予防規則」が施行され、作業の届出等が義務化されています。

## 付着物等の例

( )建設リサイクル法で事前除去が義務付けられている付着物

		特定建設資材の付着物( )	その他事前措置の必要なもの
石綿	飛散性 (準じるものを含む)	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、 石綿含有煙突断熱材	石綿含有けい酸カルシウム板耐火被覆成形板、 配管保温材、空気ダクトジョイントパッキン
	非飛散性	ビニール床タイル	石綿セメント板、石綿含有けい酸カルシウム板、押出成形セメント板、 住宅屋根用石綿セメント板、住宅外壁用石綿セメント板
その他の付着物		吹付けロックウール、パーライト吹付け、 打込み木毛セメント板、打込み木片セメント板、 打込み発泡ポリスチレン板、吹付け発泡ウレタン	
その他			PCB含有物(廃PCB・PCB汚染物を含むもの)、冷凍機冷媒フロン、 冷凍機冷媒臭化リチウム、砒素・カドミウム含有石膏ボード、蓄電池、 蛍光灯

## 問い合わせ先一覧

お問い合わせ	TEL	ホームページアドレス
(社)日本石綿協会	03-5765-2381	<a href="http://www.jaasc.or.jp">http://www.jaasc.or.jp</a>
せんい強化セメント板協会(SKC協会)	03-5445-4829	<a href="http://www.skc-kyoukai.org/">http://www.skc-kyoukai.org/</a>
日本シーリング材工業会	03-3255-2841	<a href="http://www.sealant.gr.jp/">http://www.sealant.gr.jp/</a>
(社)石膏ボード工業会	03-3591-6774	<a href="http://www.gypsumboard-a.or.jp">http://www.gypsumboard-a.or.jp</a>
小名浜吉野石膏(株)	0246-43-2200	
日東石膏ボード(株)	0178-43-7170	<a href="http://www.mrc.co.jp/nsb/index_a.html">http://www.mrc.co.jp/nsb/index_a.html</a>
(社)日本照明器具工業会(PCB含有蛍光灯安定器)	03-3833-5747	<a href="http://www.jlassn.or.jp">http://www.jlassn.or.jp</a>
ハロンバンク推進協議会	03-5404-2180	
(財)家電製品協会(家電リサイクル)	03-3578-1311	<a href="http://www.aeha.or.jp/">http://www.aeha.or.jp/</a>
(社)電池工業会	03-3434-0261	<a href="http://www.bai.or.jp">http://www.bai.or.jp</a>
有限責任中間法人JBRC	03-6403-5673	<a href="http://www.jbrc.com">http://www.jbrc.com</a>
(社)日本電機工業会(PCB含有トランス・コンデンサ)	03-3556-5885	<a href="http://www.jema-net.or.jp">http://www.jema-net.or.jp</a>

(出典「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」建設副産物リサイクル広報推進会議)

## 建設リサイクル法に関する主なホームページ

国土交通省リサイクル関係	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm</a>
環境省 廃棄物・リサイクル関係	<a href="http://www.env.go.jp/index.html">http://www.env.go.jp/index.html</a>
厚生労働省 労働基準局	<a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/#roudou">http://www.mhlw.go.jp/topics/#roudou</a>
滋賀県土木交通部建築課	<a href="http://www.pref.shiga.jp/h/kenchiku/">http://www.pref.shiga.jp/h/kenchiku/</a>